

2017年8月28日

内閣府特命担当大臣（防災担当）

小此木 八郎 殿

環境大臣

中川 雅治 殿

日本共産党福岡県委員会

委員長 岡野 隆

日本共産党福岡県議会議員団

団長 高瀬 菜穂子

政府に対する申入れ書

貴職におかれては、例年のように日本列島を襲う自然災害から国民の生命、財産、国土を守るため尽力されていることに敬意を表します。

7月5日から6日にかけて福岡県朝倉地方を襲った集中豪雨災害は、かつてない犠牲者をもたらし今なお5名の行方不明者がいます。住民の被害は甚大で、農林業を中心とした生業や地方経済にも深刻な打撃を与えています。

被災者の生活、生業の再建、地域の再生のため、当面不可欠な下記の事項について実現されますよう強く要望致します。

記

1. 被災者生活再建支援法については、支給限度額を500万円に引き上げること。半壊、一部損壊にも適用できるようにすること。

1998年に被災者生活再建支援制度が制定されて以来、二度にわたって同法が改正されその都度改善されてきました。しかし、5年前の北部九州大水害に続く、今回の豪雨災害は、さらに甚大な被害です。住まいの再建なくして暮らし・生業の再建や地域コミュニティの再生はありません。最大でも300万円の生活再建支援金では、住まい再建の見通しは到底立たないというのが現実です。また、半壊、一部損壊にも支援金を支給していただきたい。

2. 解体費用については現地再建を原則とし、仮設住宅入居者等は対象外とするなど実態に即していません。よって、運用基準を被災世帯の現状に即して見直されたい。また、自力で解体費用を出せない被災家屋については、国が関係自治体を支援し公費解体とすること。

以上